

News Release

No. 88 (09-04)

2010年(平成22年)1月28日

※東商記者クラブ・日銀クラブで、資料投函させていただきます。

**個人信用情報機関のシー・アイ・シー(CIC)  
改正割賦販売法に対応したクレジット情報の登録受入れを開始！  
— 加盟クレジット会社の負荷を軽減し、短期間でシステムの構築を実現 —**

クレジット業界の個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(本社：東京・新宿、大森一廣社長、略称：CIC)は今般、改正割賦販売法に対応したクレジット情報の登録システムを開発し、加盟クレジット会社からの情報登録の受入れを本日より開始します。

改正割賦販売法は、社会問題化した過量販売・過剰与信から消費者を保護すること等を目的に平成20年6月に改正され、本年12月までに完全施行される予定となっています。同法では、クレジット会社に「指定信用情報機関」の情報等に基づき消費者の支払可能見込額を算定することを義務づけており、クレジット会社は当該信用情報機関に残高等のクレジット情報を登録する必要があります。

なお、この指定信用情報機関制度は、一定の要件を満たした個人信用情報機関が経済産業大臣から指定を受けることにより開始されます。現在、当社では指定信用情報機関の申請に向け、鋭意準備を進めておりますが、その一環で、この度当該登録システムを開発、加盟クレジット会社からオンライン伝送による情報登録の受入れを開始するものです。

当該システムの開発にあたっては、加盟クレジット会社の負荷をできる限り軽減するため、既存のシステムを改修して構築、貸金業法対応に続き、割賦販売法対応でも業界に先駆け速やかなシステムの完成に至りました。

一方、加盟クレジット会社からの信用情報照会に対応する当社の照会システムの構築は、3月21日の運用開始を目指し開発を進めております。また、経済産業省からは指定信用情報機関制度を本年7月より開始したいとの意向が示されており、このため当社は割賦販売法に則った指定信用情報機関への申請を本年5月～6月頃に予定しております。

当社では、多重債務者防止・過剰与信防止に向け、「指定信用情報機関」としての役割・機能を十分に果たせるよう、今後とも消費者保護・情報の整備に努め、国民の皆さまから最も信頼される信用情報機関を目指し全力をあげて諸課題に取り組んでまいります。

以上

● 本件に関するお問い合わせ先

株式会社シー・アイ・シー 経営企画部 広報担当 菅佐原・香川

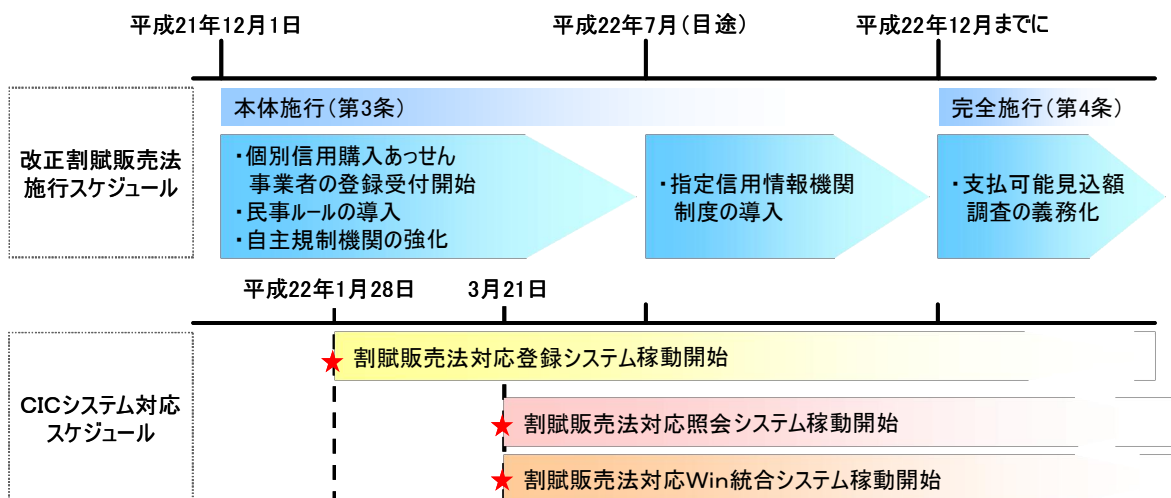
東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL: 03-3348-0626 FAX: 03-3345-1913

■ 改正割賦販売法 指定信用情報機関の主な要件

特定信用情報の規模	経済産業省令で定める基準
加入包括クレジット業者の数	50 以上
加入個別クレジット業者の数	30 以上
保有する包括クレジットおよび二月払購入あっせんに係る債務の合計額	1 兆 5 千億円以上
保有する個別クレジットおよび二月払個別購入あっせんに係る債務の合計額	3 兆円以上
保有する契約商品名等の合計件数	400 万件以上

■ 改正割賦販売法施行スケジュールと当社対応スケジュール



\* Win 統合システム : Windows パソコンによるオンライン照会・登録システム (CIC 所定のソフトと通信回線を利用)